

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔土木関係〕（1）市町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

市町道の現状	所管部会・分科会				建設部会・土木分科会
	酒田市	八幡町	松山町	平田町	合計
実延長(m)	667,794.3 m	104,045.5 m	57,662.0 m	114,421.4 m	943,923.2 m
面積(m ²)	4,505,499.0 m ²	608,850.0 m ²	519,902.0 m ²	650,526.0 m ²	6,284,777.0 m ²
改良済延長(m)	486,039.0 m	68,177.2 m	39,872.1 m	93,478.0 m	687,566.3 m
改良率	72.8 %	65.5 %	69.1 %	81.7 %	72.8 %
舗装済延長(m)	660,032.7 m	66,219.0 m	55,598.6 m	96,307.0 m	878,157.3 m
舗装率	98.8 %	63.6 %	96.4 %	84.2 %	93.0 %
自動車交通不能道延長(m)	10,867.1 m	556.0 m	0.0 m	2,566.9 m	13,990.0 m
歩道延長(m)	155,178.6 m	7,481.1 m	12,089.0 m	5,122.9 m	179,871.6 m
地下道延長(m)	542.5 m	0.0 m	0.0 m	0.0 m	542.5 m
橋梁(個所、延長)	284 橋 4,296.8 m	65 橋 914.6 m	43 橋 273.7 m	106 橋 1,229.0 m	498 橋 6,714.1 m
ポケットパーク(個所)	7 箇所	0 箇所	1 箇所	0 箇所	8 箇所

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
道路認定基準	酒田市では、市道を認定する際の基準として土木課の内規をもうけている。	八幡町では、町道を認定する際の基準として建設環境課の内規をもうけている。		平田町では、町道を認定する際の基準として建設課の内規をもうけている。昭和62年4月1日	現在の市道、町道は、新市に引き継ぐ。認定基準は、合併時に酒田市の例により統一する。
1. 認定の範囲	道路認定基準 1. 認定の範囲 (1)公道から公道に連絡する道路又は、公道から重要な公共施設に連絡する道路であるもの。 (2)国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い、その区間で市道として存置する必要がある道路であるもの。 (3)集落形成上、公共性が高いと認められるもの。 (4)袋小路については、原則として市道として認めない。 (5)その他道路管理者が必要と認めたもの。	平成9年八幡町町道認定基準 次のいずれかにの事項に該当するもの。 1.生活路線で2世帯以上の連たん道路 2.公共施設等に通じる道路 3.町道及び集落等を結ぶ道路 4.集落で維持管理し、町道に等しい道路 5.除雪ができる道路に整備可能な道路	道路認定基準 1. 認定の範囲 (1)公道から公道に連絡する道路又は、公道から重要な公共施設に連絡する道路であるもの。 (2)国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い、その区間で町道として存置する必要がある道路であるもの。 (3)集落形成上、公共性が高いと認められるもの。 (4)袋小路については、原則として町道として認めない。 (5)その他道路管理者が必要と認めたもの。	道路認定基準 1. 幅員の構成 道路幅員が全幅で4.5m以上あること。(ただし、区画整理、開発行為で築造されるものは6.0m以上あること。) 2. 構造 区画整理事業で築造されたものは舗装済であること。 3. 認定の範囲 (1)生活路線で2世帯以上の連なる道路。 (2)公共施設に通ずる道路。 (3)町道及び集落等を結ぶ道路。 (4)集落で維持管理し、町道に等しい道路。 (5)除雪が出来る道路に整備可能な道路。 (6)農村事業により施工した道路。	
2. 寄付による町道認定の要件	寄付による町道認定の要件 (1)所有権を移転できるものであること。また、工作物等がある場合は、撤去すること。ただし、道路に必要な道路付属施設並びに工作物は、この限りではない。 (2)必要部分を分筆し、所有権移転登記できる状態にし、所有権以外の権利(質権、抵当権、先取特権、その他の担保物権)がないものであること。		寄付による町道認定の要件 (1)道路用地として寄付を受ける土地は、所有権を移転できるものであること。また、工作物等がある場合は、撤去すること。ただし、道路に必要な道路付属施設並びに工作物は、この限りではない。 (2)寄付する道路用地は、必要部分を分筆し、所有権移転登記できる状態にし、所有権以外の権利(質権、抵当権、先取特権、その他の担保物権)がないこと。	寄付による町道認定の要件 (1)所有権を移転できるものであること。また、工作物等がある場合は、撤去すること。ただし、道路に必要な道路付属施設並びに工作物は、この限りではない。 (2)必要部分を分筆し、所有権移転登記できる状態にし、所有権以外の権利(質権、抵当権、先取特権、その他の担保物権)がないものであること。	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて				
調整方針（案）		〔土木関係〕（2）除雪については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。				
		所管部会・分科会			建設部会・土木分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
道路除雪関連事業	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 587.3km 市道延長 664.3km 除雪率 88.4% ・凍結防止剤散布延長45.7km ・歩道除雪延長 49.4km	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 101.6km 町道延長 106.9km 除雪率 95.0% ・凍結防止剤散布延長1.0km ・歩道除雪延長 1.8km	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 53.0km 町道延長 57.7km 除雪率 91.9% ・凍結防止剤散布延長 0km ・歩道除雪延長 7.8km	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 91.0km 町道延長 125.7km 除雪率 72.4% ・凍結防止剤散布延長 0km ・歩道除雪延長 7.3km	・1市3町で事務事業内容が異なる。 ・除雪規模 ・委託範囲、内容 ・出勤基準 ・連絡、指示系統 ・除雪機械（自前、リース、借り上げ）、除雪車庫の維持管理 ・公共施設の除雪体制 ・これまでの除雪レベルを下げることはできないので、今の体制を維持する必要がある。	現状のまま新市に引き継ぐ。
歩道及び狭隘道路除雪特別対策事業	歩道及び狭隘道路除雪特別対策事業 〔内容〕 除雪指定路線以外の生活道路で、沿線に概ね3戸以上の住居がある路線や通学路に指定されている歩道等の除雪について、自主的に組織された団体から除雪をしてもらい、その実績に応じて支払う補助金。 補助金額20円/㎡以内	該当なし	該当なし	歩道及び狭隘道路除雪特別対策事業 除雪指定路線以外の生活道路で、沿線に概ね3戸以上の住居がある路線や通学路に指定されている歩道等の除雪について、自主的に組織された団体から除雪をしてもらい、その実績に応じて支払う補助金。 補助金額2,000円/1h以内	・制度の統一が課題。 ・自主除雪支援制度は酒田市、平田町に制度がある。しかし、補助基準や対象、金額に違いがあるため、一元化する必要がある。酒田市と同じ基準で全市全域を対象とした場合、財政負担が増となる。 ・酒田市、平田町の制度に違いがあるので合併までに調整する必要がある。	新市発足まで一元化する。
市町道の囲い設置費補助金	市道の囲い設置費補助金 冬季間の道路交通の安全を確保するために、公民館地区の地元自治会が設置している雪囲いについて、経費の一部を補助金として交付。	町道の囲い設置委託 冬季間の道路交通の安全を確保するために、木製の雪囲い地区住民が設置していて、経費の一部を委託料として支払う。	該当なし	該当なし	・制度の統一が課題。 ・酒田市、八幡町の制度に違いがあるので合併までに調整する必要がある。	新市発足まで一元化する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて						
調整方針(案)		〔土木関係〕(3)道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。						
						<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>所管部会・分科会</td> <td>建設部会・土木分科会</td> </tr> </table>	所管部会・分科会	建設部会・土木分科会
所管部会・分科会	建設部会・土木分科会							
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針		
地元管理道路側溝整備等補助事業	<p>地元管理道路側溝整備事業</p> <p>補助対象事業及び補助率 地元管理道路の側溝整備を促進し生活環境の向上を目的に、工事費に係る2/3以内の額を補助する。</p>	<p>八幡町建設事業補助金 区で行う事業に対して補助金を交付する。</p> <p>補助対象事業及び補助率 下記の事業区分、事業内容に対して補助対象事業費の50%で限度額70万円を補助する。 (1)道路整備事業 国、県、町道以外の道路新設事業、道路改良事業、道路舗装事業 (2)下水路整備事業 区内の下水路整備工事 (3)水路整備工事 区内の水路整備工事 (4)遊園地等整備事業 区内の遊園地及び遊具整備工事</p>	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 酒田市の地元管理道路側溝整備事業と八幡町の建設事業補助金と調整が必要。 八幡町では、地元管理の生活道路の簡易舗装を自己負担しても実施する場合を想定している。 八幡町の実績では、(4)遊園地等整備事業はない。また、(2)下水路整備事業(3)水路整備工事は、酒田市の側溝整備事業できるので、(1)道路整備事業は、農村地区道路補修舗装工事が酒田市の例により舗装が対象になるのであれば、一定程度は対象となる。 	新市発足まで一元化する。		
農村地区道路舗装補修事業	市道認定外の官地や各集落管理道路を対象として、約12,500㎡の簡易舗装作業。	該当なし	該当なし	町道認定外の官地や各集落管理道路を対象として、約2,500㎡の簡易舗装作業。	要望が多いため、予算に合わせて計画的に実施している状況にある。	酒田市の例により一元化する。		
草刈協力 (市道、町道、河川部分)	<p>1. 市道草刈 道路パトロールと委託により実施。</p> <p>2. 市道法面草刈負担金 平成4年度に創設した制度で、農村地域における市道両端の法面や路肩の草刈作業の実施に際し、1.0m幅の作業に対し地元負担金を支出。 作業回数は年2回。19円/㎡</p>	町道法面草刈委託委託により実施。	該当なし	<p>全ての町道河川の草刈協力者に謝礼の支払い</p> <p>1時間300円</p>	<p>制度の統一が課題。</p> <p>酒田市、平田町の制度に違いがあるので合併までに調整する必要がある。</p>	新市発足まで一元化する。		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	〔土木関係〕(3)道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。

所管部会・分科会	建設部会・土木分科会
----------	------------

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
河川維持管理事業	<p>1. 日向川河川敷地広場維持管理事業 山形県が多目的スポーツ広場として整備。 日向川大正橋付近の維持管理費 左岸 本楯コミセン 18,138㎡ 右岸 南遊佐コミセン 13,493㎡</p> <p>2. 河川堤外草刈事業 18自治会に作業を依頼。</p> <p>3. 落野目グラウンドゴルフ場維持管理事業 地元に維持管理を依頼。</p> <p>4. 袖浦川維持管理 危険個所の点検・補修、草刈除草</p>	<p>日向川河川敷地広場維持管理</p> <p>多目的スポーツ広場 左岸 鳥海橋 1,000㎡ 右岸 下黒川橋 1,000㎡</p>	親水広場	<p>1. 吉ヶ沢河川公園(山形県) 相沢川右岸 2,500㎡</p> <p>2. 河川堤内草刈事業 町内全域の耕地に面した河川の堤内草刈を全町39自治会に依頼。</p> <p>3. ほたるの里維持管理事業 相沢川旧河川敷施設15,000㎡</p> <p>4. 水辺の学校 やすらぎの水辺維持管理事業</p>	<p>・1市3町で管理方法が異なる。 ・酒田市の場合、河川敷地広場維持管理事業について市3割地元7割の割合として市の負担分で委託する。草刈事業は5円/㎡を地区に補助している。 ・八幡町は河川敷の管理は地区のボランティア、堤体は委託。 ・松山町は、グラウンドは教育委員会、親水広場は建設。 ・平田町は委託と謝礼。</p>	新市発足まで一元化する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて																																																																																																		
調整方針（案）		〔土木関係〕（4）道路の占用手数料については、国の基準により合併時に統一する。																																																																																																		
				所管部会・分科会	建設部会・土木分科会																																																																																															
市町道の占用料																																																																																																				
酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題																																																																																																
酒田市道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)	八幡町道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)	松山町道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)	平田町道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)																																																																																																	
<p>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</p> <table border="1"> <tr><td>占用物件</td><td>単 位</td><td>占用料</td></tr> <tr><td>第1種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>第3種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>第1種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>930円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>第3種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>2,100円</td></tr> <tr><td>その他の柱類</td><td>1本につき1年</td><td>72円</td></tr> <tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>10円</td></tr> <tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>5円</td></tr> <tr><td>路上に設ける変圧器</td><td>1個につき1年</td><td>700円</td></tr> <tr><td>地下に設ける変圧器</td><td>占用面積1平方mにつき</td><td>80円</td></tr> <tr><td>変圧塔その他これに類するもの</td><td>1個につき1年</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>郵便差出箱及び公衆電話所</td><td>1個につき1年</td><td>600円</td></tr> <tr><td>広告塔</td><td>表示面積1平方mにつき1年</td><td>4,400円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,400円</td></tr> </table>	占用物件	単 位	占用料	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	第2種電柱	1本につき1年	1,600円	第3種電柱	1本につき1年	2,200円	第1種電話柱	1本につき1年	930円	第2種電話柱	1本につき1年	1,500円	第3種電話柱	1本につき1年	2,100円	その他の柱類	1本につき1年	72円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10円	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	5円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	80円	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,400円	郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	600円	広告塔	表示面積1平方mにつき1年	4,400円	その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,400円		<p>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</p> <table border="1"> <tr><td>占用物件</td><td>単 位</td><td>占用料</td></tr> <tr><td>第1種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>770円</td></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第3種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>第1種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>690円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>第3種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>その他の柱類</td><td>1本につき1年</td><td>53円</td></tr> <tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>7円</td></tr> <tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>4円</td></tr> <tr><td>路上に設ける変圧器</td><td>1個につき1年</td><td>520円</td></tr> <tr><td>地下に設ける変圧器</td><td>占用面積1平方mにつき</td><td>360円</td></tr> <tr><td>変圧塔その他これに類するもの</td><td>1個につき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>郵便差出箱及び公衆電話所</td><td>1個につき1年</td><td>450円</td></tr> <tr><td>広告塔</td><td>表示面積1平方mにつき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,100円</td></tr> </table>	占用物件	単 位	占用料	第1種電柱	1本につき1年	770円	第2種電柱	1本につき1年	1,200円	第3種電柱	1本につき1年	1,600円	第1種電話柱	1本につき1年	690円	第2種電話柱	1本につき1年	1,100円	第3種電話柱	1本につき1年	1,500円	その他の柱類	1本につき1年	53円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7円	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	360円	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,100円	郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	450円	広告塔	表示面積1平方mにつき1年	1,100円	その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,100円		<p>・道路占用料は、国の基準により、市と町村で適用する表が異なる。大都市は甲、市は乙、町村は丙。合併後は、市の基準によることになる。</p> <p>・市に合わせた場合、影響が大きいのは電柱占用料で東北電力やNTTの占用料が30%以上あがる。</p>
占用物件	単 位	占用料																																																																																																		
第1種電柱	1本につき1年	1,000円																																																																																																		
第2種電柱	1本につき1年	1,600円																																																																																																		
第3種電柱	1本につき1年	2,200円																																																																																																		
第1種電話柱	1本につき1年	930円																																																																																																		
第2種電話柱	1本につき1年	1,500円																																																																																																		
第3種電話柱	1本につき1年	2,100円																																																																																																		
その他の柱類	1本につき1年	72円																																																																																																		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10円																																																																																																		
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	5円																																																																																																		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円																																																																																																		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	80円																																																																																																		
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,400円																																																																																																		
郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	600円																																																																																																		
広告塔	表示面積1平方mにつき1年	4,400円																																																																																																		
その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,400円																																																																																																		
占用物件	単 位	占用料																																																																																																		
第1種電柱	1本につき1年	770円																																																																																																		
第2種電柱	1本につき1年	1,200円																																																																																																		
第3種電柱	1本につき1年	1,600円																																																																																																		
第1種電話柱	1本につき1年	690円																																																																																																		
第2種電話柱	1本につき1年	1,100円																																																																																																		
第3種電話柱	1本につき1年	1,500円																																																																																																		
その他の柱類	1本につき1年	53円																																																																																																		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7円																																																																																																		
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円																																																																																																		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円																																																																																																		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	360円																																																																																																		
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,100円																																																																																																		
郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	450円																																																																																																		
広告塔	表示面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																																		
その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																																		
<p>法第32条第1項第2号に掲げる物件</p> <table border="1"> <tr><td>外径が0.1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>48円</td></tr> <tr><td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>72円</td></tr> <tr><td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>95円</td></tr> <tr><td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>190円</td></tr> <tr><td>外径が0.4m以上1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>480円</td></tr> <tr><td>外径が1m以上のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>950円</td></tr> </table>	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	72円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	95円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	190円	外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	480円	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	950円		<p>法第32条第1項第2号に掲げる物件</p> <table border="1"> <tr><td>外径が0.1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>36円</td></tr> <tr><td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>53円</td></tr> <tr><td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>71円</td></tr> <tr><td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>140円</td></tr> <tr><td>外径が0.4m以上1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>360円</td></tr> <tr><td>外径が1m以上のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>710円</td></tr> </table>	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	53円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	71円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	140円	外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	360円	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	710円																																																														
外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48円																																																																																																		
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	72円																																																																																																		
外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	95円																																																																																																		
外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	190円																																																																																																		
外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	480円																																																																																																		
外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	950円																																																																																																		
外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36円																																																																																																		
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	53円																																																																																																		
外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	71円																																																																																																		
外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	140円																																																																																																		
外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	360円																																																																																																		
外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	710円																																																																																																		
<p>法第32条第1項第3号に掲げる施設</p> <table border="1"> <tr><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,400円</td></tr> </table>	占用面積1平方mにつき1年	1,400円		<p>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</p> <table border="1"> <tr><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,100円</td></tr> </table>	占用面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																														
占用面積1平方mにつき1年	1,400円																																																																																																			
占用面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																																			
<p>法第32条第1項第4号に掲げる施設</p> <table border="1"> <tr><td>日よけ、雨よけ、雪よけ、 占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>その他これらに類する施設 アーケード 占用面積1平方mにつき1年</td><td>280円</td></tr> </table>	日よけ、雨よけ、雪よけ、 占用面積1平方mにつき1年	1,400円	その他これらに類する施設 アーケード 占用面積1平方mにつき1年	280円																																																																																																
日よけ、雨よけ、雪よけ、 占用面積1平方mにつき1年	1,400円																																																																																																			
その他これらに類する施設 アーケード 占用面積1平方mにつき1年	280円																																																																																																			

協定項目 2 4 - (1 5)		建設関係事業の取扱いについて		
調整方針(案)		〔土木関係〕(4)道路の占有手数料については、国の基準により合併時に統一する。		
				所管部会・分科会
				建設部会・土木分科会
市町道の占有料				
酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題
法第32条第1項第5号に掲げる施設 上空に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 2,900円 地下に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 1,500円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1年 1,400円		法第32条第1項第5号に掲げる施設 上空に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 710円 地下に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 360円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1年 1,100円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 占有面積1平方mにつき1日 44円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1月 440円		法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 占有面積1平方mにつき1日 11円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1月 110円		
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板(アーチであるものを除く) 一時的に設けるもの 表示面積1平方mにつき1月 400円 その他のもの 表示面積1平方mにつき1年 4,400円 標識 1本につき1年 1,100円 旗ざお 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 1本につき1日 44円 その他のもの 1本につき1月 440円 幕(令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く。) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの その面積1平方mにつき1日 44円 その他のもの その面積1平方mにつき1月 440円 アーチ 車道を横断するもの 1基につき1月 4,400円 その他のもの 1基につき1月 2,200円		道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板(アーチであるものを除く) 一時的に設けるもの 表示面積1平方mにつき1月 110円 その他のもの 表示面積1平方mにつき1年 1,100円 標識 1本につき1年 850円 旗ざお 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 1本につき1日 11円 その他のもの 1本につき1月 110円 幕(令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く。) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの その面積1平方mにつき1日 11円 その他のもの その面積1平方mにつき1月 110円 アーチ 車道を横断するもの 1基につき1月 1,100円 その他のもの 1基につき1月 540円		
令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料 占有面積1平方m 440円 令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料 140円		令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料 占有面積1平方m 110円 令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料 110円		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて				
調整方針（案）		〔住宅関係〕（1）公営住宅の管理については、酒田市の例により合併時に統一する。ただし、使用料は当面の間現行のとおりとし、合併後に制度改正にあわせて調整する。				
		所管部会・分科会			建設部会・都市整備分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
公営住宅管理	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 模様替えなどの承認</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 入居者が負担</p>	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 模様替えなどの承認</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 入居者が負担</p>	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 維持管理委託 緑地管理委託</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 町が負担</p>	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 模様替えなどの承認</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 町が負担</p>	<p>・管理内容は、1市3町で概ね同じ。</p> <p>・共用部分の電気料、水道料等は、酒田、八幡は、入居者の代表に請求が行き、代表者が集金して支払っている。一元化の際は、入居者の負担を原則とすることとする。</p> <p>・樹木等の管理 酒田は、入居者の協力をお願いしているがなかなか行き届かない。そのようなところは、外注や職員での対応となっている。</p> <p>平田は、消毒のみ町が行っている。</p>	合併時に酒田市の例により一元化する。
公営住宅入居者管理	<p>【入居者の募集】</p> <p>告示や市広報、市ホームページ、ホームページ、山形県すまい情報センターホームページ等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)酒田市内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(2)諸税を滞納していないこと。</p> <p>(3)老人、単身住宅あり（入居資格やアパートは、事務取扱に規定）</p> <p>(4)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。公開抽選には、優先措置（母子、障害者、高齢者、多子、生活保護世帯）がある。</p> <p>【市営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 713戸 （うち政策空家37戸）</p> <p>【駐車料】</p> <p>1台700円/月</p>	<p>【入居者の募集】</p> <p>告示や町広報等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)同居者がいること。</p> <p>(2)収入が20万円以下で住宅に困窮していること。</p> <p>(3)町税を滞納していないこと。</p> <p>(4)特公賃住宅あり。（入居資格等は、八幡町特定公共賃貸住宅条例、施行規則に規定）</p> <p>(5)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。</p> <p>【町営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 公営住宅 43戸 特定公共賃貸住宅 3戸 計46戸</p> <p>【駐車料】</p> <p>なし</p>	<p>【入居者の募集】</p> <p>告示や町広報等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。</p> <p>(2)諸税を滞納していないこと。</p> <p>(3)住宅に困窮していることが明らかかなものであること。</p> <p>(4)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。</p> <p>【町営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 13戸</p> <p>【駐車料】</p> <p>なし</p>	<p>【入居者の募集】</p> <p>広報、町ホームページ、等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)平田町内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(2)諸税を滞納していないこと。</p> <p>(3)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。公開抽選には、優先措置（母子、障害者、高齢者、多子、生活保護世帯）がある。</p> <p>【町営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 32戸</p> <p>【駐車料】</p> <p>なし</p>	<p>【入居者の募集等】</p> <p>1市3町で取扱いがほぼ同じ。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>酒田市は、市内在住かつ勤務場所を有する方とし、3町は人口増の期待をもって町外からの申し込みを受けているが、現実的には酒田飽海管内からの申し込みしかない。</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>・判定表や審査会が、個人情報を取扱い、判定する情報の収集や事務量を考えると、全市で審査によることはできないため、入居者の選考は、公開抽選の酒田市の例によることとする。</p> <p>【使用料(家賃)】</p> <p>家賃の試算は、当初、利便性係数を統一するという方針で臨んだが、地域格差の統一が課題となった。山形県が、この点について見直しを進めており、国の制度改正にあわせて対応することが適当である。</p> <p>【駐車料】</p> <p>・酒田は集合住宅だけで一戸建てがないため1台700円としている。一戸建ての場合は土地と建物を貸しているという考え方だが、利用者負担を求めるべきであることから、土地評価額により駐車料を算出する。</p> <p>・一戸建ても一台分の車庫証明を出しているため、一台分の駐車場代の理解が必要。</p>	酒田市の例により一元化する。但し、使用料は現状のままとし、制度改正にあわせて調整する。
公営住宅収納管理	<p>【家賃収入】</p> <p>入居者663戸のうち約500戸（駐車場については437戸中、335戸）が口座振替を選択している。</p> <p>【敷金】</p> <p>入居時の家賃3ヶ月分。入居者が退去する時、家賃の未納又は損害賠償に該当する事項があるときは、これを控除した額を還付。</p>	<p>【家賃収入】</p> <p>入居者全員に対し、年度当初一年分の住宅家賃納付額告知書を送付。</p> <p>【敷金】</p> <p>入居時の家賃3ヶ月分。入居者が退去する時、家賃の未納又は損害賠償に該当する事項があるときは、これを控除した額を還付。</p>	<p>【家賃収入】（家賃収入について）</p> <p>入居者13戸全てが納付書による支払いを行っている。</p> <p>【敷金】</p> <p>なし</p>	<p>【家賃収入】</p> <p>入居者32戸のうち24戸が口座振替を選択している。</p> <p>【敷金】</p> <p>入居時の家賃3ヶ月分。入居者が退去する時、家賃の未納又は損害賠償に該当する事項があるときは、これを控除した額を還付。</p>	<p>・酒田市が公営住宅管理システムを入れており、合併後は、一元管理の必要があるため、酒田市の電算システムに3町分を入れることとする。このため、口座振替制とする。</p> <p>・敷金は、既に入居している人は対象外とし、新たに入居する人の取扱いから統一する。</p>	酒田市の例により一元化する。但し、現在の入居者の敷金は現状のままとする。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
----------------	----------------

調整方針（案） 〔住宅関係〕（1）公営住宅の管理については、酒田市の例により合併時に統一する。ただし、使用料は当面の間現行のとおりとし、合併後に制度改正にあわせて調整する。

所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
----------	--------------

建設年度	住宅名	酒田市												
		所得階層別 家賃								収入超過者 家賃				近傍同種の家賃
		0~123,000	123,001~153,000	153,001~178,000	178,001~200,000	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	
35	若竹 1	4,600	5,600	6,600	7,700	8,900	10,100	10,100	10,100	9,000	10,100	10,100	10,100	10,100
	若竹 2,3	1,700	2,100	2,500	2,900	3,300	3,800	4,400	5,100	4,300	5,500	7,500	10,600	10,600
36	第一松境	11,200	13,600	16,100	18,600	21,500	24,700	28,500	32,600	23,400	27,300	31,900	35,400	35,400
37	第二松境	11,600	14,100	16,700	19,300	22,300	25,600	29,600	33,900	24,300	28,200	32,900	36,300	36,300
8	松境住宅	26,300	31,900	37,700	43,500	50,200	57,700	66,700	76,300	57,800	69,200	85,200	103,700	103,700
9	松境北第一	25,000	30,400	35,900	41,500	47,900	55,000	63,600	72,800	55,700	66,900	83,200	102,900	102,900
10	松境北第二	25,300	30,700	36,400	42,000	48,500	55,600	64,300	73,600	55,000	65,300	79,400	94,600	94,600
33	光ヶ丘五 1,2	4,300	5,200	6,100	7,100	8,200	9,400	9,400	9,400	8,300	9,400	9,400	9,400	9,400
34	光ヶ丘五 3,4	4,400	5,300	6,300	7,300	8,400	9,600	9,600	9,600	8,500	9,600	9,600	9,600	9,600
42	泉 1~3	3,100	3,800	4,500	5,100	5,900	6,800	7,900	8,500	6,200	7,200	8,200	8,500	8,500
44	泉 4~6	3,400	4,200	5,000	5,700	6,600	7,600	7,700	7,700	6,700	7,600	7,700	7,700	7,700
44	住吉 1,2	7,600	9,200	10,900	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
	住吉 3	7,800	9,400	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
45	住吉 4	8,400	10,300	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
45	新橋二第一	7,100	8,600	10,200	11,700	13,600	15,600	15,800	15,800	13,900	15,600	15,800	15,800	15,800
46	新橋二第二	7,400	9,000	10,700	12,300	14,200	16,300	17,000	17,000	14,600	16,400	17,000	17,000	17,000
47	千日 1,2	8,700	10,500	12,400	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
	千日 3	8,000	9,700	11,500	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400
48	新橋五 1,2	9,500	11,600	13,700	15,800	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900
	新橋五 3~5	8,800	10,700	12,700	14,600	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
49	第一川南	9,800	11,900	14,100	16,300	18,800	21,600	25,000	25,300	19,700	22,500	25,100	25,300	25,300
50	第二川南	10,300	12,600	14,800	17,100	19,800	22,700	26,200	26,200	20,700	23,500	26,200	26,200	26,200
51	第三川南	11,100	13,500	16,000	18,400	21,300	24,500	27,400	27,400	22,100	25,200	27,400	27,400	27,400
	第四川南	11,100	13,500	16,000	18,400	21,300	24,500	27,400	27,400	22,100	25,200	27,400	27,400	27,400
55	第五川南	14,800	17,900	21,200	24,500	28,300	32,500	37,600	43,000	30,400	35,200	40,500	43,400	43,400
53	若宮第一	13,300	16,100	19,100	22,000	25,400	29,200	31,900	31,900	26,300	29,800	31,900	31,900	31,900
	若宮第二	13,800	16,700	19,800	22,800	26,400	30,300	32,000	32,000	27,200	30,700	32,000	32,000	32,000
54	若宮第三	15,500	18,800	22,300	25,700	29,700	34,100	35,600	35,600	30,500	34,400	35,600	35,600	35,600
51	光ヶ丘第一	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,100	23,700	27,300	30,900	32,100	32,100
	光ヶ丘第二	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,100	23,700	27,300	30,900	32,100	32,100
	光ヶ丘第三	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,500	23,800	27,400	31,100	32,500	32,500
51	富士見町第一	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,100	23,700	27,300	30,900	32,100	32,100
	富士見町第二	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	33,400	23,900	27,700	31,600	33,400	33,400
57	港南第一A	14,800	17,900	21,200	24,500	28,300	32,500	37,600	43,000	30,500	35,300	40,800	44,000	44,000
	港南第一B	16,200	19,600	23,200	26,800	31,000	35,600	41,100	47,100	33,400	38,700	44,600	48,200	48,200
	港南第一C	14,500	17,500	20,700	23,900	27,700	31,800	36,700	42,000	29,800	34,600	39,800	43,000	43,000
58	港南第二A	15,000	18,200	21,500	24,900	28,700	33,000	38,100	43,600	30,900	35,800	41,200	44,300	44,300
	港南第二B	16,400	19,900	23,600	27,200	31,400	36,100	41,700	47,800	33,800	39,100	45,000	48,400	48,400
	港南第二C	14,700	17,800	21,100	24,300	28,100	32,200	37,300	42,700	30,200	34,900	40,200	43,200	43,200
59	港南第三A	15,200	18,500	21,900	25,200	29,100	33,500	38,700	44,300	31,500	36,700	42,500	46,300	46,300
	港南第三B	16,700	20,200	23,900	27,600	31,900	36,600	42,300	48,500	34,500	40,100	46,400	50,600	50,600
	港南第三C	14,900	18,100	21,400	24,700	28,500	32,700	37,800	43,300	30,800	35,800	41,500	45,200	45,200
60	大町第一A	15,700	19,000	22,500	26,000	30,000	34,400	39,800	45,600	32,400	37,600	43,500	47,300	47,300
	大町第一B	17,200	20,800	24,600	28,400	32,800	37,700	43,600	49,900	35,500	41,200	47,700	51,800	51,800
	大町第一C	15,300	18,600	22,000	25,400	29,300	33,700	38,900	44,600	31,700	36,800	42,500	46,200	46,200
61	大町第二A	15,900	19,300	22,800	26,300	30,400	34,900	40,400	46,200	32,900	38,100	44,200	48,000	48,000
	大町第二B	17,400	21,100	25,000	28,800	33,300	38,200	44,200	50,600	36,000	41,700	48,300	52,500	52,500
	大町第二C	15,500	18,900	22,300	25,700	29,700	34,200	39,500	45,200	32,100	37,300	43,200	46,900	46,900
62	大町第三A	16,100	19,600	23,100	26,700	30,800	35,400	40,900	46,400	33,000	38,100	43,600	46,400	46,400
	大町第三B	17,600	21,400	25,300	29,200	33,800	38,800	44,800	50,700	36,200	41,700	47,700	50,700	50,700
	大町第三C	15,800	19,100	22,600	26,100	30,200	34,600	40,000	45,300	32,300	37,200	42,600	45,300	45,300
63	大町第四A	16,300	19,800	23,400	27,100	31,300	35,900	41,500	45,600	33,300	38,300	43,500	45,600	45,600
	大町第四B	17,900	21,700	25,700	29,600	34,200	39,300	45,400	49,900	36,400	41,900	47,600	49,900	49,900
	大町第四C	16,000	19,400	22,900	26,500	30,600	35,100	40,600	44,600	32,600	37,400	42,600	44,600	44,600
元	大町第五A	16,600	20,100	23,800	27,400	31,700	36,400	42,100	46,900	33,800	39,000	44,500	46,900	46,900
	大町第五B	18,100	22,000	26,000	30,000	34,700	39,800	46,000	51,300	37,000	42,600	48,600	51,300	51,300
	大町第五C	16,200	19,600	23,200	26,800	31,000	35,600	41,100	45,800	33,100	38,100	43,400	45,800	45,800
4	大町第六A	19,900	24,200	28,600	33,000	38,100	43,700	50,600	57,900	41,700	48,700	57,200	63,900	63,900
	大町第六B	16,500	20,000	23,600	27,300	31,500	36,200	41,800	47,900	34,500	40,300	47,300	52,900	52,900
	大町第六C	19,500	23,600	27,900	32,200	37,200	42,800	49,400	56,600	40,800	47,700	55,900	62,500	62,500
5	大町第七A	20,600	25,000	29,500	34,100	39,400	45,200	52,300	59,800	43,900	51,600	61,700	71,100	71,100
	大町第七B	17,100	20,700	24,500	28,300	32,700	37,600	43,400	49,700	36,400	43,000	51,300	59,200	59,200
	大町第七C	20,100	24,400	28,900	33,300	38,500	44,200	51,100	58,500	42,900	50,500	60,300	69,600	69,600

建設年度	住宅名	酒田市												
		所得階層別 家賃								収入超過者 家賃				近傍同種の家賃
		0~123,000	123,001~153,000	153,001~178,000	178,001~200,000	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	
2	旭新町第一 A	18,600	22,600	26,700	30,800	35,600	40,900	47,300	52,200	37,900	43,700	49,700	52,200	52,200
	旭新町第一 B	15,300	18,500	21,900	25,300	29,200	33,500	38,800	42,800	31,100	35,800	40,800	42,800	42,800
	旭新町第一 C	18,600	22,500	26,600	30,800	35,500	40,800	47,200	52,000	37,800	43,600	49,600	52,000	52,000
3	旭新町第二 A	18,800	22,900	27,000	31,200	36,100	41,400	47,900	54,800	39,100	45,400	52,700	57,500	57,500
	旭新町第二 B	15,500	18,800	22,200	25,600	29,600	34,000	39,300	45,000	32,100	37,300	43,200	47,200	47,200
	旭新町第二 C	18,800	22,800	27,000	31,200	36,000	41,300	47,800	54,700	39,000	45,300	52,600	57,400	57,400
4	旭新町第三 A	19,200	23,300	27,600	31,800	36,800	42,200	48,800	55,900	41,200	48,600	58,400	68,000	68,000
	旭新町第三 B	15,700												

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔住宅関係〕（2）住宅資金貸付事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。

所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
----------	--------------

住宅資金貸付事業

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針																																																																								
<p>酒田市住宅改善支援事業</p> <p>【対象となる工事】</p> <p>(1) 持家住宅の場合 住宅及び付属建物（車庫、物置）の新築、増改築、修繕（屋根、壁、床、台所、浴室、便所等）、植樹、造園、外構（門、塀等）の工事</p> <p>(2) 中心市街地の場合 別図に示す中心市街地の区域への賃貸住宅の新築工事、中心市街地にある賃貸住宅の増築工事及び中心市街地にある建物（店舗、事務所等）を賃貸住宅へ用途を変更する工事（対象となる賃貸住宅は1戸当たりの床面積が、概ね30㎡以上で居住室、台所、便所及び浴室があるもの）</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1) 貸付額 持家住宅 20万円以上200万円以内とし、対象事業費に0.8を乗じた額以内で10万円単位の額 賃貸住宅 1戸当り20万円以上200万円以内で、1戸ごとの対象工事費に0.8を乗じた金額（その額が200万円を超える場合は200万円とし、10万円単位の金額とする）の和</p> <p>(2) 貸付の利率 無利子</p> <p>(3) 返済期間 5年間</p> <p>(4) 返済方法 元金均等毎月返済 （ただし、期間内に一括繰上償還可能）</p> <p>【予算額】</p> <p>市と金融機関の協調融資（市1：金融機関3） 平成16年度貸付予定額 3億円 平成16年度予算149,312千円 持家住宅建設資金特別貸付利子補給金及び住宅改善資金貸付金利子補給金 17,520,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H11</td> <td>H12</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>308件</td> <td>231件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>487,600</td> <td>395,300</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H13.14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>242件</td> <td>149件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>383,700</td> <td>242,100</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> </table>		H11	H12	件数	308件	231件	融資総額(千円)	487,600	395,300	融資限度額	200万円	200万円		H13.14	H15	件数	242件	149件	融資総額(千円)	383,700	242,100	融資限度額	200万円	200万円	<p>八幡町持家住宅建設資金特別貸付利子補給</p> <p>【対象となる工事】 住宅及び併用住宅の主屋及び付属建物（車庫、物置）の新築、増改築、修繕（屋根、壁、床、台所、浴室、便所等）の工事</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1) 貸付額 対象工事費の内、20万円以上200万円以下 （10万円単位）</p> <p>(2) 貸付の利率 無利子</p> <p>(3) 返済期間 7年間</p> <p>(4) 返済方法 元金均等毎月返済（ただし、期間内に一括繰上償還可能）</p> <p>【予算額】</p> <p>平成16年度予算 8,000万円 持家住宅建設資金特別貸付金利子補給金 5,500,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>27件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>46,200</td> <td>45,900</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>21件</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>31,400</td> <td>33,900</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	27件	30件	融資総額(千円)	46,200	45,900	融資限度額	200万円	200万円		H14	H15	件数	21件	21件	融資総額(千円)	31,400	33,900	融資限度額	200万円	200万円	<p>該当なし</p>	<p>平田町クリーン対策資金特別貸付事業</p> <p>【対象となる工事】 住宅及び付属建物（車庫、物置）の新築、増改築、修繕（屋根、壁、床、台所、浴室、便所等）、植樹、造園、外構（門、塀等）の工事</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1) 貸付額 対象工事費の80%以内で20万円以上150万円以下</p> <p>(2) 貸付の利率 無利子</p> <p>(3) 返済期間 5年間</p> <p>(4) 返済方法 元金均等毎月返済（ただし、期間内に一括繰上償還可能）</p> <p>【予算額】</p> <p>平成16年度貸付予定額 5,000万円</p> <p>平成16年度予算 クリーン対策資金特別貸付金(H12より) 50,000,000円 クリーン対策資金特別貸付金利子補給金 4,461,000円 平成11年度まで持家住宅建設資金貸付利子補給事業を実施</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>38件</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>34,400</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>42件</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>48,500</td> <td>25,800</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	38件	31件	融資総額(千円)	34,400	28,000	融資限度額	100万円	100万円		H14	H15	件数	42件	21件	融資総額(千円)	48,500	25,800	融資限度額	150万円	150万円	<p>住民から要望がでており必要。但し、金利が1%と低いため金利情勢を見ながら再検討する必要がある。</p>	<p>融資制度は、合併までに調整し、統一した方法で実施する。 合併までの貸付にかかる利子補給は新市に引き継ぐ。</p>
	H11	H12																																																																											
件数	308件	231件																																																																											
融資総額(千円)	487,600	395,300																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H13.14	H15																																																																											
件数	242件	149件																																																																											
融資総額(千円)	383,700	242,100																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H12	H13																																																																											
件数	27件	30件																																																																											
融資総額(千円)	46,200	45,900																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H14	H15																																																																											
件数	21件	21件																																																																											
融資総額(千円)	31,400	33,900																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H12	H13																																																																											
件数	38件	31件																																																																											
融資総額(千円)	34,400	28,000																																																																											
融資限度額	100万円	100万円																																																																											
	H14	H15																																																																											
件数	42件	21件																																																																											
融資総額(千円)	48,500	25,800																																																																											
融資限度額	150万円	150万円																																																																											

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔都市計画関係等〕（1）都市計画、区域区分及び都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に策定する。

都市計画策定事務

				所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
<p>【都市計画区域】 酒田都市計画区域 12,105ha (酒田市11,531ha、遊佐町574ha)</p> <p>【決定している都市計画】 区域区分 (市街化区域及び市街化調整区域) 地域地区 ・用途地域(12種) ・高度利用地区 ・防火地域、準防火地域 ・臨港地区 促進区域 ・市街地再開発促進区域 都市施設 ・交通施設 (道路、駐車場、駅前広場) ・公共空地(公園、緑地) ・供給施設又は処理施設 (下水道、汚物処理場、ごみ焼却場) ・水路(河川) ・市場、と畜場 市街地開発事業 ・土地整理事業 ・市街地再開発事業 地区計画</p>	<p>【都市計画区域】 八幡都市計画区域 6,250ha</p> <p>【決定している都市計画】 区域区分 (非線引都市計画区域) 地域地区 ・用途地域(8種) 都市施設 ・交通施設(道路) ・公共空地(公園) ・供給施設又は処理施設 (下水道、火葬場)</p>	該当なし	該当なし	<p>【策定の必要性】 地域高規格道路（酒田余目線）の計画に伴うIC周辺地域への開発圧力に対しては、無秩序な乱開発を防止し、優良農地及び農村集落の保全・整備を図るため、当該地域への都市計画区域の拡大をする。 これ以外の都市計画区域外の地域においても、今後、散在的な開発が想定される場合や土地利用の整序が必要と判断された場合等は、都市計画区域又は準都市計画区域の指定等について検討が必要。 新市の建設計画等における各地域の将来像が合併前のものと大きく異なることとなった場合や、都市計画基礎調査の結果如何によっては、都市計画区域等のあり方について検討が必要。 【合併時までに策定できない理由】 酒田市と3町の市街地間がかなり離れており、市と町の地域的な特性にも大きな差異があること、さらに、線引きをしている酒田都市計画区域を拡大した場合、相当の区域が市街化調整区域に編入され、開発規制を受けることになるが、開発の予定がない地域まで編入するのは現実的でないこと。（複数の都市計画区域を許容している「都市計画運用指針」の考え方を踏襲） また、現状では、以下の理由から都市計画区域の拡大に対する反対の意向が強い。 平田町では、農業集落排水事業のため、都市計画区域になると事業が実施できなくなる。 多少の開発を誘導したい町側には、市街化調整区域が拡大した場合の開発規制への抵抗感がある。 人口や産業の伸びが大きく期待できない状況では、都市計画区域を拡大する必要性が低い。 都市計画区域及び都市計画の見直しに際しては、都市づくりのビジョンが必要である。新市建設計画の策定後に地域毎の将来像及び整備計画等を踏まえた検討を行うべきである。 合併後の都市計画区域の見直しに資する目的で、平成15年度に県が「都市計画基礎調査」を実施しており、この結果を踏まえた検討をすべきである。</p>	<p>都市計画区域及び区域区分については、現状のまま新市に引き継ぐ。 なお、新市の総合計画策定にあわせて新市において都市計画を策定する。</p>

市町村マスタープランの策定事務

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	
<p>【目的】 酒田市都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本方針」として、総合計画や酒田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げる将来都市像の実現を図るため、市民の意見を踏まえながら、土地利用や市街地整備、交通体系、景観形成等のまちづくりの方針を定めたものである。全体構想と地域別構想により構成。 【策定状況】 全体構想は平成8年度から策定に取り組み、平成14年3月に決定。（計画期間は、概ね20年後(平成34年)を想定） 地域別構想は、小学校区毎に住民との意見交換等を行いながら順次策定していく</p>	<p>【目的】 八幡町都市計画マスタープランは、本町の最上位計画である「水の郷構想」や「総合計画」を基本理念として、八幡町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げる将来都市像の実現を図るため、町民の意見を踏まえながら、土地利用や市街地整備、交通体系、景観形成等のまちづくりの方針を定めたものである。 【策定状況】 八幡町都市計画マスタープラン計画書は、平成12年度から策定に取り組み、平成14年3月に決定。（計画期間は、概ね20年後(平成34年)を想定）</p>	該当なし	該当なし	<p>・対象エリアを全市を対象にする場合、松山平田の取扱いが課題。 ・八幡のプランは都市計画エリアの中だけ、酒田市のプランは全域を対象にしているため調整が必要。 ・当面、新市に2つのマスタープランを存続させ、新市の総合計画の見直しにあわせてまとめて見直す必要がある。 ・現在策定中か策定直後のためすぐに見直しはできない。</p>	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔都市計画関係等〕（2）景観事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな景観条例を制定する。

所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
----------	--------------

ふるさと景観事業

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
<p>(1) 酒田市まちなみ景観条例の制定 (平成7年9月) 本市の豊かな自然や歴史、文化等を活かした個性的で魅力あふれるまちづくりを基本理念とした「酒田市まちなみ景観条例」を制定した。景観指定区域や景観指定財の指定、まちなみ景観審議会の設置、アメニティタウン賞の表彰等を基本施策として規定している。 (平成14年3月に酒田市緑化推進条例を統合し、景観形成と緑化の推進を所掌する条例となった。)</p> <p>(2) 酒田市まちなみ景観ガイドプランの策定 (平成12年3月) まちなみ景観条例の制定を受けて、景観づくりを進めていくための指針として策定。豊かな自然と歴史・文化が実感できる酒田らしい景観づくりを基本目標に、自然景観の保全や歴史、文化資源を活かした景観づくり、周辺環境に配慮した公共施設の整備等の景観形成の基本方針を定めている。 景観指定等を活用した良好な景観づくりに向けた取り組みが必要な地区として、飯森山周辺地区や山居倉庫周辺地区、日和山公園周辺地区、日吉町料亭街周辺地区等を挙げている。</p> <p>(3) 酒田市景観整備基本方針 (平成14年6月) まちなみ景観プランや都市計画マスタープランを踏まえ、景観の保全及び整備を進めるべき景観拠点等を明確にするとともに、当該地区毎の景観整備目標や整備手法等についての基本的な考え方を整理した。</p> <p>(4) 景観指定等に向けた取り組み 本市の重要な景観資源である山居倉庫については、周辺地区を含めた景観整備が必要と考えており、景観指定の候補地として、具体的な範囲や規制・誘導の内容、景観助成制度等について検討を進めている。</p>	<p>出羽富士の里やわたの景観を守り育てる要綱 八幡町景観改善等に関する補助金交付規程 地域の特性が生かされた豊かで美しい郷土八幡を守り、創造し、育てることを目的として、八幡の景観形成に関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにした 町の責務……必要な調査、総合的施策策定、意識啓発 町民等の責務……自ら景観形成に寄与するよう努める。建物等の新築、修繕等の時、景観形成し真に配慮する。 財政的支援……1件当たり工事費の2分の1以下で、30万円を限度 景観形成地区……八幡町湯ノ台地区、大台野地区</p> <p>(その他の景観形成の取り組み) 八幡町景観ガイドライン 八幡町の歴史的な町並みを守るという考えに立ち、民間の町づくりや建築活動を誘導するもの 建物の形式……切妻型の瓦屋根 外観の色彩や素材……茶色系又は無彩色などの自然素材の使用 軒の高さ……そろえる セットバックする場合……木塀又は生垣の設置</p>	<p>松山らしい景観形成に寄与する優れた建築物等を表彰することにより、街並み景観の形成と住民意識の高揚を図る。 (表彰の対象等) 松山町固有の景観や地域の特性を生かし、魅力ある景観を形成、又は創造しているものを対象とする。但し、国、県、町指定文化財は対象外とする。 【建築部門】 住宅、店舗、事業所等で建築物が周辺の景観と調和し、快適な空間をつくり出しているもの。 【緑化部門】 生垣、植花等により快適な空間をつくり出しているもの、又は住民等の取り組み。</p>	<p>該当なし</p>	<p>・景観は、地域の特色に応じた特殊性があるので、新市のイメージ形成が課題。 ・地域で継承してきた景観を新市でも守っていく必要がある。 ・アメニティタウン賞を新市全域に広げる場合、地域性を考慮した募集要項・選考基準の見直しが課題。 ・景観地区指定と補助のあり方が課題。</p>	<p>景観事業は現状のまま引き継ぎ、新市において新たな景観条例を制定する。</p> <p>・景観条例については、住民の理解と機運、盛り上がりを受けて合併後に新市を対象として新たな景観条例を策定する。 ・酒田市まちなみ景観ガイドプラン、出羽富士やわたの景観を守り育てる要綱、酒田市景観整備基本方針、八幡町景観ガイドプラン、八幡町・松山町ホープ計画は現状のまま新市に引き継ぐ。</p>

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて					
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(3)公園都市構想については、酒田市の例により合併時に統一する。					
		所管部会・分科会			建設部会・都市整備分科会		
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針	
公園都市構想事業 (花のまちづくり事業)	<p>《酒田市公園都市構想》</p> <p>【目的】 市全体をより美しいまち、よりきれいなまち、快適なまちにするために、市民・企業と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげ、まち全体を一つの公園に例え、酒田市の素晴らしい公園のようなまちにしていこうとする官民一体となったまちづくりを推進する。</p> <p>【位置付け】 「酒田市総合計画」を補完し、その実現をはかるために、各種個別計画の中から、美しい街、きれいな街、快適な街に向けて、市民、行政、NPO等が各々の役割を踏まえながら、連携して進めるべき取組みや施策を整理し、具体的な活動や事業を進めていくための指針とするものである。</p> <p>【内容】 公園都市構想は、まち全体を一つの公園に例え、酒田市全体がすばらしい公園のような「うるおいに満ちた公園都市づくり」を展開していこうとするものであり、目指すものは次の通り。 (1)市民が誇れる街づくり 「心」の時代における市民の志向に街づくりから応えらるとともに、魅力ある街を形成することにより本市の観光振興にも貢献するものである。 (2)バリアフリーの街づくり 快適な街であるために、お年寄りから子供まで、健康な方も障害をお持ちの方も誰もが安全に過ごせる空間を形成する観点から街を総点検し、段差解消など街のバリアフリー化を目指す。</p>	<p>(3)青少年の健全育成 子供の頃から美しい自然に触れ、美化・緑化などのボランティア活動に親しむことにより、思いやりのある、豊かな感性の子供たちを育成する。 (4)街の防災性の向上 街全体を積極的に緑化し、公園などのオープン・スペースを確保していくことにより、都市の防災性の向上を目指す。 (5)自然保護思想の普及・啓発 豊かな自然を次代に伝えるため、自然環境の保護・保全に積極的に取り組む。 このために、緑化・美化などの具体的な実践活動を通じ、自然保護思想の普及・啓発を目指す。 (6)街づくりへの市民参加の促進 「自らの街を自らの手できれいにする」ことは、街づくりの原点であり、街の緑化・美化運動を契機に、ボランティア活動などの振興、まちづくりへの市民参加を推進する。 (7)その他 コミュニティの維持・形成 自分の住む町内の美化・緑化活動を通じて、街の雰囲気のを図ると同時に、コミュニティの維持・形成を図る。 維持・管理コストの軽減 市民の協力により、松林、道路、河川、公園などの維持・管理コストの軽減を図ることにより、そこで生み出された財源を新たな市民ニーズに振り向けることが可能となる。</p>	<p>《花いっぱい運動の推進》</p> <p>【目的】 町民憲章に謳われている「美しい文化の町」の実践を目的に全区と八幡町の玄関口である国道344号線を『家族ふれあいロード』として名づけ、種から育て、町民一斉植栽日を設け、生涯学習の一環として花いっぱい運動を展開している。 【内容】 全区、学校等で取り組んでいるため、国道の「家族ふれあいロード」の参加者が年々減少し、道路関係は道路美化係と協議を要する。</p>	<p>《花のまちづくり推進事業》</p> <p>【目的】 町全体をより美しいまち、よりきれいなまち、快適なまちにするために、町民と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげようとする官民一体となったまちづくり。 【内容】 町民意識の高揚と市民活動の振興 ・啓発活動の実施 各種啓発イベント実施などによる、緑化・美化等に関する啓発活動の充実 ・ボランティア活動の振興 緑化・美化ボランティアなどへの積極的な市民参加による活動の推進 美しいまちなみづくり ・緑化運動の推進 生垣助成など「緑化」の充実 ・美化運動の推進 町民一人ひとりのゴミに対する意識高揚を目指す ・調和のとれた美しいまちなみづくり 自然や歴史・文化等を生かしたまちづくりの推進 公共事業実施上の配慮 ・街並み景観事業の推進 城下町の歴史と個性を生かしたまちづくりをすすめるため、街並み景観形成と住民意識の高揚を目的に優れた建築物等「建築部門」・「緑化部門」を表彰</p>	<p>《花のまちづくり推進事業》</p> <p>【目的】 町全体をより美しいまち、よりきれいなまち、快適なまちにするために、町民・企業と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげようとする官民一体となったまちづくり。 【内容】 町民意識の高揚と町民活動の振興 ・啓発活動の実施 広報誌などによる、緑化・美化等に関する啓発活動の充実 ・ボランティア活動の振興 緑化・美化ボランティアなどへの積極的な町民参加による活動を推進 ・公園愛護会等への支援 部落単位で組織される公園愛護会等への支援を行い、美化活動を奨励 美しいまちなみづくり ・緑化運動の推進 ・美化運動の推進 町民一人ひとりのゴミに対する意識高揚を目指す ・調和のとれた美しいまちなみづくり 自然や歴史・文化等を生かしたまちづくりの推進 公共事業実施上の配慮 ・公園の適正な配置 地域における憩いの場、防災上のスペース確保等の観点を考慮 ・環境、景観、バリアフリーに配慮 建物等の整備はより環境にやさしい事業方法で施行実施 ポットホール、電線等の地中化等、景観やアメニティに配慮した事業の推進</p>	<p>・公園都市構想は、新市全域に必要。 ・各課の事業は統一している。 ・都市計画課が進行管理を行う。</p>	<p>公園都市構想は、新市に引き継ぐ。 ・公園都市構想は、合併後に新市全域で推進する。</p>

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて				
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（4）都市計画関係の補助事業については、酒田市の例を基本として合併時に実施する。				
所管部会・分科会						建設部会・都市整備分科会
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
記念樹プレゼント	民間緑化の推進と緑化思想の高揚を図るため、市民の結婚・誕生・住宅の新築を記念し、記念樹のプレゼントを昭和50年より実施している。市民課、建築課などの担当課で引換券を発行して4月29日の緑の日に配布している。 【記念樹配布内容】 1. タブノキ（市の木） 2. トビシマカンゾウ（市の花） 3. クロマツ（準市の木）またはアジサイ 以上の1、2、3をセットで配布	該当なし	該当なし	該当なし	緑化思想の普及のために実施する必要がある。但し、新市の木、花等が制定されない間の配布樹種の決定方法。 ・合併記念樹を配布やそれぞれの記念樹を集めて配布するなどの方策の検討が必要。	広く樹種を検討しながら新市になっても継続していく。
手づくり公園整備事業	地域住民が自ら計画し、汗をかいて公園整備を行うことによって、また、それらの自主的な管理を行うことによって、共有財産としての大切さを理解してもらい、今まで以上に官民一体となった、快適で魅力ある公園行政の醸成を図るため。 【内容】 地域に設置されている都市公園等を対象に、地元自治会等が地域独自の特色や利便性を考えた上で、自らが計画し、自らが実施する、文字通り「手づくり」による公園整備に市が予算の範囲内でその整備の要する費用を負担するものである。 《例》花壇造成、植栽、手づくりベンチ等	該当なし	該当なし	該当なし	都市公園以外の居住エリアにある公園や農村公園を対象とするか検討の必要がある。	酒田市の事業を新市全域に拡大する。
生垣推進事業	【目的】 市内における緑の保全及び緑化を図り、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、市民が新たに生垣を設置する費用（材料費）に対して補助金を交付する。（昭和54年から実施） 【条件】 ・未着工のもので、道路または公共の場に面し、延長が3m以上あること ・道路境界等から10m以内に設置されたもので、建築物等により当該道路等から遮へいされる部分を除く ・住居を目的とした敷地内に設置すること ・酒田の気候風土にあった、生垣に適した樹種を選定すること 【補助金額】 限度額60,000円 ・費用が6,000円/m以上の場合 3,000円×道路等に面する延長 ・費用が6,000円/m未満の場合 材料費合計金額×（道路等に面する延長÷総延長）×1/2 予算150万円の範囲内で補助。	該当なし	【目的】 新たに生垣を設置する者に対し、補助金を交付し、緑豊かな潤いのある住環境と街並み景観の形成を図ることを目的とする。 【条件】 ・一般の通行に供されている道路に面して設置する生垣 ・一般道から1.5m以内に設置し、隣地境界線に面して設置する生垣 ・一般道から奥行き5m以内で、構築物の設けていない駐車場の周辺に設置する生垣 【補助金額】 費用の1/2補助で5000円/m ² 。 限度額は10万円。 予算50万円の範囲内で補助。	該当なし	酒田市と松山町の補助率、限度額が異なる。 合併後に酒田市の基準に合わせること、予算額の調整が課題。	酒田市の例により全市で実施する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて			
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(5)建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
建築物許可関係事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	(1)建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が、 30㎡以内 5,000円 30㎡超100㎡以内 9,000円 100㎡超200㎡以内 14,000円 200㎡超500㎡以内 19,000円 500㎡超1,000㎡以内 34,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 48,000円 2,000㎡超10,000㎡以内 140,000円 10,000㎡超50,000㎡以内 240,000円 50,000㎡超 460,000円 (2)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する床面積の合計)を前号の床面積の合計に読み替えた額 (3)建築物を移転する場合(次号に掲げる場合を除く。)にあつては、当該移転に係る部分の床面積の合計の2分の1を第1号の床面積の合計に読み替えた額 (4)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1を第1号の床面積の合計に読み替えた額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請に対する審査	工作物に関する確認申請手数料	(1)工作物を築造する場合 8,000円 (2)確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の検査の申請に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料	(1)建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が 30㎡以内 10,000円 30㎡超100㎡以内 12,000円 100㎡超200㎡以内 16,000円 200㎡超500㎡以内 22,000円 500㎡超1,000㎡以内 36,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 50,000円 2,000㎡超10,000㎡以内 120,000円 10,000㎡超50,000㎡以内 190,000円 50,000㎡超 380,000円 (2)建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の合計の2分の1を第1号の床面積の合計に読み替えた額	該当なし	該当なし	該当なし

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて		調整方針(案) [都市計画関係等] (5) 建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の検査の申請に対する審査	工作物に関する完了検査申請手数料	9,000円	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第85条第4項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	仮設建築物の存続期間 1か月以内 55,000円 1か月超3か月以内 80,000円 3か月超 120,000円	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条第1項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2である場合 78,000円 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1である場合 78,000円 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物の数が1である場合 78,000円 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査	複数建築物の認定の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	該当なし	該当なし	該当なし

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
優良宅地の認定事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円	86,000円	該当なし	該当なし
租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円	86,000円	該当なし	該当なし
租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第12号ニ若しくは第62条の3第4項第12号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超 43,000円	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超 43,000円	該当なし	該当なし
租税特別措置法の一部を改正する法律附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	良質住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超るときは 43,000円	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超るときは 43,000円	該当なし	該当なし

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて																																																			
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。																																																			
開発行為の指導許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会																																																	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町																																																
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	<p>(1)主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr><td>0.1ha未満</td><td>8,600円</td></tr> <tr><td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>43,000円</td></tr> <tr><td>0.6ha以上1ha未満</td><td>86,000円</td></tr> <tr><td>1ha以上3ha未満</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>3ha以上6ha未満</td><td>170,000円</td></tr> <tr><td>6ha以上10ha未満</td><td>220,000円</td></tr> <tr><td>10ha以上</td><td>300,000円</td></tr> </table> <p>(2)主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr><td>0.1ha未満</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>65,000円</td></tr> <tr><td>0.6ha以上1ha未満</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>1ha以上3ha未満</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>3ha以上6ha未満</td><td>270,000円</td></tr> <tr><td>6ha以上10ha未満</td><td>340,000円</td></tr> <tr><td>10ha以上</td><td>480,000円</td></tr> </table> <p>(3)その他の場合であつて、開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr><td>0.1ha未満</td><td>86,000円</td></tr> <tr><td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>190,000円</td></tr> <tr><td>0.6ha以上1ha未満</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>1ha以上3ha未満</td><td>390,000円</td></tr> <tr><td>3ha以上6ha未満</td><td>510,000円</td></tr> <tr><td>6ha以上10ha未満</td><td>660,000円</td></tr> <tr><td>10ha以上</td><td>870,000円</td></tr> </table>	0.1ha未満	8,600円	0.1ha以上0.3ha未満	22,000円	0.3ha以上0.6ha未満	43,000円	0.6ha以上1ha未満	86,000円	1ha以上3ha未満	130,000円	3ha以上6ha未満	170,000円	6ha以上10ha未満	220,000円	10ha以上	300,000円	0.1ha未満	13,000円	0.1ha以上0.3ha未満	30,000円	0.3ha以上0.6ha未満	65,000円	0.6ha以上1ha未満	120,000円	1ha以上3ha未満	200,000円	3ha以上6ha未満	270,000円	6ha以上10ha未満	340,000円	10ha以上	480,000円	0.1ha未満	86,000円	0.1ha以上0.3ha未満	130,000円	0.3ha以上0.6ha未満	190,000円	0.6ha以上1ha未満	260,000円	1ha以上3ha未満	390,000円	3ha以上6ha未満	510,000円	6ha以上10ha未満	660,000円	10ha以上	870,000円	該当なし	該当なし	該当なし
0.1ha未満	8,600円																																																				
0.1ha以上0.3ha未満	22,000円																																																				
0.3ha以上0.6ha未満	43,000円																																																				
0.6ha以上1ha未満	86,000円																																																				
1ha以上3ha未満	130,000円																																																				
3ha以上6ha未満	170,000円																																																				
6ha以上10ha未満	220,000円																																																				
10ha以上	300,000円																																																				
0.1ha未満	13,000円																																																				
0.1ha以上0.3ha未満	30,000円																																																				
0.3ha以上0.6ha未満	65,000円																																																				
0.6ha以上1ha未満	120,000円																																																				
1ha以上3ha未満	200,000円																																																				
3ha以上6ha未満	270,000円																																																				
6ha以上10ha未満	340,000円																																																				
10ha以上	480,000円																																																				
0.1ha未満	86,000円																																																				
0.1ha以上0.3ha未満	130,000円																																																				
0.3ha以上0.6ha未満	190,000円																																																				
0.6ha以上1ha未満	260,000円																																																				
1ha以上3ha未満	390,000円																																																				
3ha以上6ha未満	510,000円																																																				
6ha以上10ha未満	660,000円																																																				
10ha以上	870,000円																																																				
都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（ただし、その額が870,000円超るときは、870,000円とする。）</p> <p>(1)開発行為に関する設計の変更(第2号のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(第2号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2)新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>(3)その他の変更については10,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし																																																

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて			
調整方針（案）	〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
開発行為の指導許可事務			所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町
都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請手数料 46,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 26,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 敷地の面積 0.1ha未満 6,900円 0.1ha以上0.3ha未満 18,000円 0.3ha以上0.6ha未満 39,000円 0.6ha以上1ha未満 69,000円 1ha以上 97,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ha未満 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ha以上 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外 17,000円	該当なし	該当なし
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料 用紙1枚につき 470円	該当なし	該当なし	該当なし

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて					
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(5) 建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
都市公園等の占用許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
《公園管理者以外の者の公園施設設置等》	《都市公園の占用》	酒田市都市公園条例により規定	八幡町都市公園条例により八幡町道路占用料徴収条例別表を準用	該当なし	該当なし
		第1種電柱 1本1年につき 1,000円 第2種電柱 1本1年につき 1,600円 第3種電柱 1本1年につき 2,200円 第1種電話柱 1本1年につき 930円 第2種電話柱 1本1年につき 1,500円 第3種電話柱 1本1年につき 2,100円 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所1個 1年につき 1,400円 その他柱(支柱、支線等) 1本1年につき 72円 共架電線その他上空に設けられる線類 1m1年につき 10円 地下電線その他地下に設けられる線類 1m1年につき 5円 地上に設けられる変圧器 1個1年につき 700円 地下に設けられる変圧器 1㎡1年につき 480円 送電塔その他これに類するもの 1㎡1年につき 1,400円 郵便差出箱 1個1年につき 600円 水道管、下水道管、ガス管等 外径0.1m未満 1m1年につき 48円 外径0.1m以上0.15m未満 1m1年につき 72円 外径0.15m以上0.2m未満 1m1年につき 95円 外径0.2m以上0.4m未満 1m1年につき 190円 外径0.4m以上1.0m未満 1m1年につき 480円 外径1.0m以上 1m1年につき 950円 上空に設けられる通路 1㎡1年につき 2,900円 地下に設けられる通路 1㎡1年につき 1,500円 公共駐車場で地下に設けられるもの 1㎡1年につき 1,400円 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 1㎡1日につき 44円 標識1本1年につき 1,100円 工事中板囲い、足場、詰所その他工事中施設及び土石、竹林、瓦その他工事中材料の置き場 1㎡1月につき 440円 都市公園法施行令第12条第9号に掲げる施設 1㎡1月につき 140円	第1種電柱 1本1年につき 770円 第2種電柱 1本1年につき 1,200円 第3種電柱 1本1年につき 1,600円 第1種電話柱 1本1年につき 690円 第2種電話柱 1本1年につき 1,100円 第3種電話柱 1本1年につき 1,500円 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 1個1年につき 1,100円 その他柱(支柱、支線等) 1本1年につき 53円 共架電線その他上空に設けられる線類 1m1年につき 7円 地下電線その他地下に設けられる線類 1m1年につき 4円 地上に設けられる変圧器 1個1年につき 520円 地下に設けられる変圧器 1㎡1年につき 360円 送電塔その他これに類するもの 1㎡1年につき 1,100円 郵便差出箱 1個1年につき 450円 水道管、下水道管、ガス管等 外径0.1m未満 1m1年につき 36円 外径0.1m以上0.15m未満 1m1年につき 53円 外径0.15m以上0.2m未満 1m1年につき 71円 外径0.2m以上0.4m未満 1m1年につき 140円 外径0.4m以上1.0m未満 1m1年につき 360円 外径1.0m以上 1m1年につき 710円 上空に設けられる通路 1㎡1年につき 710円 地下に設けられる通路 1㎡1年につき 360円 その他のもの 1㎡1年につき 1,100円 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 1㎡1日につき 11円 標識1本1年につき 850円 工事中板囲い、足場、詰所その他工事中施設及び土石、竹林、瓦その他工事中材料の置き場 1㎡1月につき 110円		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
都市公園等の占用許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
《公園管理者以外の者の公園施設設置等》	《その他の使用》	<ul style="list-style-type: none"> ・行商、募金等の行為を行う場合 1㎡1日につき 44円 ・業として写真撮影を行う場合 1人1日につき 670円 ・業として映画撮影を行う場合 1日につき 13,300円 ・興行を行う場合 1㎡1日につき 44円 ・競技会、展示会、博覧会等の催しを行う場合 1㎡1日につき 44円 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とする露天興行等を行う場合 1㎡1日につき 22円 ・営利を目的としないその他の場合 1人1日につき 11円 	該当なし	該当なし
《公園管理者以外の者の公園施設設置等》	《その他施設の使用》	<p>《酒田市公園会館の使用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半日（4時間以内）につき 1,050円 ・1日（8時間以内）につき 2,100円 ・夜間（原則、17:00～21:00）につき 1,260円 <p>冬期間は暖房料として3割加算となる</p>	《公園施設の設置及び管理》 町長が定める額	該当なし	該当なし